真のタックスペイヤーをめざす

UENO



ⓒ 台東区立したまちミュージアム

秋号

NO.524

公益社団法人
上野法人会

https://www.uenohoujin.or.jp

東京上野税務署幹部のプロフィール

7月10日に東京上野税務署の定期人事異動がございました。幹部の方々のプロフィールを紹介させていただきます。

①出身地　②前任地等　③趣味　④ちょっと一言（自己PRなど）

署　長

やまね　ゆきこ
山根　由紀子



①千葉県
②東京国税局　徴収部　次長
③読書、書道
④様々な顔を持つ上野の街を目一杯楽しみつつ、
より良き税務行政の実現に尽力いたす所存です。

副署長（総務担当）

なかむら　しげる
中村　茂



①福島県
②松戸署　特別国税調査官（個人）
③釣り
④上野の街で、皆様とともに納税環境の整備に
取り組んで参りたいと思います。

副署長（法人担当）

わたなべ　みつお
渡辺　充雄



①長野県
②高松局　調査査察部
特別国税査察官
③ジョギング、音楽、読書
④皆様との対話を大切に、納税環境の整備と
円滑な税務行政の推進に努めてまいります。

総務課長

きみづか　ひとし
君塚　仁



①神奈川県
②荏原署　総務課長
③ドライブ、釣り
④初めての東京上野署勤務となります。
１年間よろしくお願いいたします。

税務広報広聴官

きくち　まゆこ
菊池　真由子



①東京都
②留任
③ゴルフ（初心者）
④魅力あふれる上野での勤務も2年目となりました。
1年間どうぞよろしくお願いいたします。

税務広報広聴官

いしかわ　ちほ
石川　千穂



①鹿児島県
②武蔵野署 法人課税第１部門
連絡調整官
③和文化体験
④初めての城東エリア勤務です。たくさん歩いて街のことを
知りたいと思っています。1年間よろしくお願いいたします。

法人課税第１部門統括官

にしむら　てるひさ
西村　輝久



①東京都
②留任
③ランニング・高校野球観戦
④持ち味の“親近感”で会のお役に少しでも立てれば
と思います。１年間宜しくお願いいたします。

東京上野税務署幹部のプロフィール紹介

法人課税第３部門統括官



しげまつ　ともこ
重松　朋子

①千葉県
②留任
③テニス・卓球
④源泉所得税のキャッシュレス納付の推進に御理解・御協力をお願します。

法人課税第４部門統括官



よしの　ともたか
吉野　友隆

①埼玉県
②練馬西署　法人課税第２部門統括国税調査官
③散歩
④初めての東京上野署勤務になります。１年間よろしくお願いいたします。

法人課税第５部門統括官



やなおか　かずや
柳岡　和也

①栃木県
②東京国税局　調査第二部14部門　主査
③映画鑑賞
④東京上野署勤務１年目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

法人課税第６部門統括官



ながの　ゆういち
長野　裕一

①山口県
②留任
③YouTube
④統括官として２年目となります。よろしくお願いいたします。

総務課長補佐



ふるや　ともひで
古屋　朋秀

①山梨県
②留任
③旅行
④引き続きよろしくお願いいたします。

法人課税第１部門 上席国税調査官（源泉審理担当）



たかはし　りえ
高橋　里枝

①東京都
②板橋署　法人課税第２部門上席国税調査官（源泉審理担当）
③観劇
④初めての東京上野署勤務となります。１年間よろしくお願いいたします。

法人課税第１部門 国税調査官（法人審理担当）



かとり　だいち
香取　大智

①東京都
②中野署　法人課税第１部門国税調査官（法人審理担当）
③美味しいお酒と美味しいごはん
④会活動ご繁栄の一助となるよう、努力したいと思います。１年間よろしくお願いいたします。



理事会報告

第２回理事会

［と　き］令和８年８月６日（木）10：30～
［ところ］朝日信用金庫西町ビル７階

最初に7月異動に伴う東京上野税務署新幹部との初顔合わせということで名刺交換が行われました。

続いて定足数、理事45名中、出席者31名で過半数を超えて理事会を開催しました。

審議事項、報告事項、提携企業からの挨拶、今後の予定と続き、滞りなく全ての議事が終了しました。


佐藤会長


山根署長


渡辺副署長


西村法１統括官


香取国税調査官





税制税務委員会

「令和９年度税制改正に関するアンケート」回答の結果分析

税制税務委員長　佐藤　学

広報誌春号に同封の「令和9年度税制改正に関するアンケート」のご回答を頂きありがとうございました。結果を基に税制税務委員と税理士により意見を纏め、意見書を作成、集計と共に東法連へ提出しました。当会アンケート結果をお知らせいたします。（令和８年８月）

問 1. 中小企業向け税制

- 法人税の軽減税率の特例（１５％）の本則化等　75%
- 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充　33%
- 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充　56%
- 役員給与の損金算入の拡充　32%
- 交際費課税の損金算入枠の拡大　28%
- 欠損金の繰戻還付制度の拡充　24%
- その他　3%

問 2. 交際費課税

(1) 定額控除（800 万）

- 交際費は定額控除を超えて支出している　15%
- 交際費は定額控除の範囲内で支出している　78%
- 中小法人以外であり、定額控除の適用はない　5%
- その他　4%

(2) 交際費から除外される飲食費の額（1 万円）

- 飲食費の金額基準はさらに引き上げたほうがよい　41%
- 飲食費の金額基準は現行のままでよい　57%
- その他　4%

問 3. 消費税 / インボイス制度①

- 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業　38%
- 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業　39%
- インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応　46%
- 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作　24%
- 従業員への社内教育・研修　12%
- 事務負担の増加による人件費の負担増　10%
- インボイス処理に伴う設備等への負担増　6%
- 消費税の申告・納税にかかる事務負担増　17%
- 特に問題なく対応できている　23%
- その他　4%

問 4. 消費税 / インボイス制度②

- これまでと変わりなく取引を行う　64%
- 課税事業者ではない取引先とは、取引を抑制等していく　17%
- 課税仕入れを 70%から 50%控除できるまでは取引を行う　5%
- 課税仕入れを 30%控除できるまでは取引を行う　3%
- 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない　4%
- その他　7%

問 5. 消費税 / 食料品に対する消費税率

- 社会保障財源への影響も大きく、レジシステムの改修や事務手続き等の負担もかかるため、慎重に検討すべきである　50%
- 物価高対策として有効であると考える　25%
- 現時点では判断できない　21%
- その他　5%

（ 回答数　240　　回答率　9.1% ）

問 6. 事業承継 / 事業承継税制

- これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する　18%
- 相続時精算課税制度や贈与税の基礎控除の更なる拡充を求める　50%
- 納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める　22%
- 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める　38%
- その他　4%

問 7. 所得税 / 基礎控除等①

- 就業調整は解消された　2%
- 多少は就業調整が解消された　10%
- これまでと変わらず就業調整は行われた　13%
- もともと就業調整は行われていない　55%
- その他　24%

問 8. 所得税 / 基礎控除等②

- 従業員の手取りが増えることが期待できるので賛成である　51%
- 制度が複雑になり、企業や納税者の負担が増えるので反対である　15%
- 現時点では判断できない　34%
- その他　1%

問 9. 所得税 / 給付付き税額控除

- 公平性の観点から、所得を正確に把握したうえで制度を導入すべき　48%
- 現時点では把握する所得の範囲は不明だが、制度の導入を検討すべき　15%
- いま以上に所得が把握されるのであれば、制度の導入は慎重であるべき　14%
- 現時点では判断できない　24%
- その他　2%

問 10. 地方税 / 固定資産税

- 商業地等の宅地の評価方法を見直す　34%
- 家屋の評価方法を見直す　28%
- 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す　48%
- 免税点をさらに引き上げる　27%
- その他　8%

問 11. 厚生年金の適用範囲の拡大

- 人材を確保するためにはやむを得ない　36%
- 企業負担が増えるので反対である　24%
- 現時点では判断できない　30%
- その他　10%

問 12. 行財政改革

- 無駄な予算の排除や歳出の効率化　79%
- 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲　18%
- 公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制　32%
- 議員数の削減および歳費等の抑制　54%
- 客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証　19%
- 特殊法人や独立行政法人の見直し　36%
- デジタル化による業務改革　17%
- 積極的な民間活力の導入　17%
- その他　3%

令和９年度税制改正意見書

東法連の「令和９年度税制改正要望」策定に向けて、当会の提出した税制改正に関する要望は以下の通りです。

<法 人 税> 中小企業向け軽減税率の特例である１５％の本則化及び適用所得額の引き上げを望む
<資 産 税> 少額減価償却資産の特例（40 万円未満）の更なる引き上げと恒久化を求める
<資 産 税> 事業用資産の課税免除により欧米並みの事業承継制度の確立を求める

<アンケートのまとめ>

今年は前年の７８％という回答数でした。

【問１】
中小企業向け税制であるが、最も要望の多かったのは「法人税の軽減税率の特例（１５％）の本則化等」で４年続いて６０％を越しており、特に本年は７５％という高率であった。次が５６％の「雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充」であり、ほぼこの２点に集約されている。今後も税制改正要望を通じ、法人税率の特例、中小企業軽減税率の適用所得金額について８００万円から１６００万円に引き上げる要望の実現に努力してほしい。

【問２】
交際費課税。企業の交際費の定額控除は８００万円だが、「交際費は定額控除の範囲内で支出している」が７８％。飲食で除外される金額は１万円であるが、「飲食費の金額基準は現行のままでよい」が５７％。「飲食費の金額基準はさらに引き上げたほうがよい」が４１％で意見がわれた。

【問３】
消費税 / インボイス制度①　現在でも負担に感じる作業では、「インボイス要件を満たしていない請求書を受領した際の対応」が４６％、「受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業」が３９％、「取引先が適格事業者かどうかので確認作業」が３８％。現在でも確認作業に手間がかかっているようである。

【問４】
消費税 / インボイス制度②　課税事業者には、令和８年度の税制改正で、免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする経過措置が見直された。しかしこの４年間で「これまでと変わらなく取引を行う」が令和５年の４３％から、今年は６４％に増加しており、前問の答えと異なる傾向が出ている。ある程度対応ができているのだろうか？

【問５】
消費税 / 食料品に対する消費税率だが、２０２６年７月３０日高市総理は２０２７年４月から食料品消費税を１％に引下げると表明した。２年間で１０兆円と言われる財源については、赤字国債に頼らず確保する方針だという。食料品に対する消費税率の引下げについて、事業者の立場としてはという問いに対し５０％が「社会保障財源への影響も大きく、レジシステムの改修や事務手続き等の負担もかかるため、慎重に検討すべきである」と答えている。２年後には食料品消費税が８％に戻されること、また地方消費税の負担問題、円安、金利と様々な問題が残っている。個人としても慎重な検討が必要だという意見に賛成である。

【問６】
事業承継 / 事業承継税制　事業承継について特に重視する点に対し「相続時精算課税制度や贈与税の基礎控除の更なる拡充を求める」が５０％で多かった。昨年まで ４０％を越していた「事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める」は３８％と微減した。

【問７】
所得税 / 基礎控除等①　所得税の課税されない給与収入額が１０３万円から１６０万円へ拡大された。これにより会社のパート従業員等の「就業調整」であるが、答えの多かったのは「もともと就業調整は行われていない」が５５％であった。

【問８】
所得税 / 基礎控除等②　税制改正で直近２年間の物価上昇率をもとに、基礎控除や給与所得控除を引き上げる仕組みが導入された。事業者としては２年ごとに控除額が変動する制度については？「従業員の手取りが増えることが期待できるので賛成である」が５１％という回答であった。

【問９】
所得税 / 給付付き税額控除。「給付付き税額控除制度」は中・低所得者層に対し税負担の軽減や、現金給付を行う制度である。これに対する意見としては「公平性の観点から、所得を正確に把握したうえで制度を導入すべき」が４８％であった。

【問１０】
地方税 / 固定資産税。地方税としての固定資産税は負担感が強く、軽減に向けた見直しが必要だとの意見もある。固定資産税を見直す場合、特に重視すべき点は？「償却資産（事業用資産）の課税は廃止を含めて見直す」が４８％。「商業地等の宅地の評価方法を見直す」が３４％でこの順位は変化がなく、早急に対応願いたい。

【問１１】
厚生年金の適応範囲の拡大。現在従業員５１人、週２０時間、年１０６万円以上の短時間労働者は厚生年金の加入対象であるが、２０３５年までには上記のパート労働者もすべて加入対象となる。「人材を確保するためにはやむを得ない」との回答が３６％。次が「現時点では判断できない」が３０％で、まだ直接の問題としてとらえていないようである。

【問１２】
行財政改革。国、地方とも人口減少が進む中で、それに対する改革は進んでいない。その中で優先すべき項目は？
以下がその答えであり、昨年と同じである。
１．（７９％）無駄な予算の排除や歳出の効率化。
２．（５４％）議員数の削減および歳費等の抑制。
３．（３６％）特殊法人や独立行政法人の見直し。
４．（３２％）公務員の効率的な要員配置及び人件費の抑制。

まとめ　【問１】【問１２】の〇の多い課題は、私達にとって非常に大切な問題で何年も上位だが、ただそのままになっている。今後どのように対応していけばよいのだろう？現在は物価高で、一般の人々は生活が苦しいと言われている。そんな状況のなかで、政府は「戦略分野」に２０４０年までに官民で３７０兆円投資すると発表したが、過去経済産業省が行った投資案件は思ったほどうまくいっていないと言われている。

（文・税制税務副委員長　栗原　茂）

広報委員が心に留まった記事をお届けします

広報委員の興味しんしん

地域文化特別編②

「下町風俗資料館」は、施設の老朽化のため令和５年（2023）からの改修工事を経て、令和７年（2025）３月に「台東区立したまちミュージアム」と名称を変えリニューアルしました。その魅力をご紹介いたします。

台東区立したまちミュージアム
昭和 30 年代の台東区根岸の町並みを実物大で再現

台東区立したまちミュージアムは令和７年（2025）３月９日に約２年間の休館期間を経てリニューアルオープンしました。リニューアル前の下町風俗資料館は、時代とともに大きく変わっていく下町地域の歴史や文化を後世に伝えるために昭和 55 年（1980）に設立され、40 年あまり台東区内のみならず多くの方々に来館していただきました。したまちミュージアムはそうしたコンセプトをそのままに、これからも下町地域の歴史や文化を伝えるために様々な収蔵資料を展示公開していく予定です。

入館してすぐにご覧いただける一階展示室では、昭和 30 年代の台東区坂本（現・根岸三丁目）と金杉通りの様子を実物大の家屋と大型映像で再現しています。旧下町風俗資料館では、大正時代の商家と長屋の建物を再現していました。明治時代から昭和 30 年代にかけての期間、東京の下町地域を大きく変容させた出来事がいくつもありました。特に大正 12 年（1923）の関東大震災、昭和 20 年（1945）の東京大空襲、そして昭和 30 年代の高度経済成長期が挙げられます。

旧下町風俗資料館では、関東大震災以前の大正時代の町並みを再現し、江戸の風情が感じられる当時の暮らしの様子を知っていただくための展示をしていました。

リニューアル後のしたまちミュージアムの再現展示では、太平洋戦争を経た後の昭和 30 年代の町並みを再現しています。戦後の焼け跡から復興し、高度経済成長期に入って普段の暮らしの中に新しく便利な電化製品が増え始めながらも、よく観察してみると電気を使わない氷冷蔵庫や七輪など古い暮らしの道具が置かれていることがわかります。

展示している表長屋の提灯屋は、現在も根岸三丁目で営業を続けている五十嵐提灯店をモデルとして、実際に聞き取り調査を行って再現しました。およそ 70 年前の台東区に実際にあった風景を思い浮かべることができるような展示となっています。



一階：再現展示室　五十嵐提灯店

二階の常設展示室では、まず導入展示コーナーにて展示内容を紹介する大型映像と、「衣」「食」「住」そして職人道具の「職」と商売道具の「商」の５つのカテゴリーに分けて展示した様々な生活資料をご覧いただきます。奥の常設展示では台東区の歴史に関係する資料を展示しています。また、何度来館していただいても展示を楽しんでいただけるよう、中央のスペースでは春の花見や初夏の祭礼など季節に関係する展示や、櫛や簪など女性の結髪道具といった収蔵資料を紹介する様々なテーマ展示を行っています。



二階：常設展示室

リニューアルによって新たに三階のスペースを来館者に公開し、窓側は下町情報コーナー、その隣が企画展示室となりました。下町情報コーナーでは昔の玩具や道具の体験ができたり、検索端末で展示されている資料の解説を調べたりすることができます。

来館者に人気があるのは不忍池を見渡すことのできる窓際で、桜や蓮の時期にはここから写真を撮影する方をよく見かけます。

企画展示室では年に３回、様々な企画に沿った資料を展示しています。これまでは戦時中の下町の暮らしの変化や、昭和の路面電車、ガラス乾板写真、紙芝居作家の加太こうじについての展示を企画し、普段は展示していない資料をご覧いただきました。この企画展示室では今後も様々な企画展を予定しておりますので、したまちミュージアムのポスターやＳＮＳをチェックしてみてください。



三階：下町情報コーナー

台東区にお住まいの皆様はもちろん、より多くの来館者の皆様に、下町地域の文化や歴史を楽しんで学んでいただけるよう、これからも様々な展示を行っていきます。皆様のご来館をお待ちしております。

近藤剛司（台東区立したまちミュージアム　学芸員）

＜台東区立したまちミュージアム＞

開館時間	午前9時30分から午後4時30分（入館は午後4時まで）
入館料	一般　300 円　　小・中・高校生　100 円
休館日	毎週月曜日（祝休日と重なる場合は翌平日）、 12月29日から1月3日、特別整理期間等
所在地	〒110-0007　東京都台東区上野公園2－1
電　話	03-5846-8426
設備等	返却式コインロッカー、車いす、授乳室、バリアフリートイレ、エレベーター

Web サイト　Facebook　Instagram　X

部会報告

青年部会　第２回役員会

［と　き］令和８年７月３０日（木）17：00～
［ところ］朝日信用金庫西町ビル６階

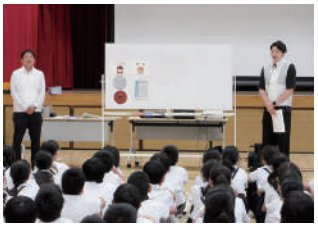
青年部会（須賀部会長）では第2回役員会を開催し、今年度の税金ジュニアスクール講評の他、今後実施される事業について話し合われました。


須賀青年部会長



租税教室「税金ジュニアスクール」

根岸小学校	平成小学校	東泉小学校	大正小学校
令和８年６月29日（月）10：40～11：25	令和８年７月１日（水）10：35～11：20	令和８年７月３日（金）10：35～11：20	令和８年７月10日（金）9：25～10：10






青年部会（須賀部会長）では税についての大切さを感じてもらうことを目的とした租税教室「税金ジュニアスクール」を5月から7月にかけて台東区内小学校9校で実施しました。（開催順に記載：金曽木小学校、谷中小学校、黒門小学校、上野小学校、忍岡小学校、根岸小学校、平成小学校、東泉小学校、大正小学校）学校関係者、東京上野税務署の協力のもと、9校での実施を無事終えることが出来ました。

セミナー報告

〈実務セミナー〉

仕事のミスがなくなる頭の使い方

【と　き】令和８年３月４日（水）14：00～16：00
【ところ】朝日信用金庫西町ビル７階





講師
トレスペクト教育研究所 代表
公認会計士
システム監査技術者
宇都出（うつで）　雅巳（まさみ）氏

〈税務セミナー〉

令和８年度　法人税・消費税申告書の書き方講座

〈全２回連続講座〉

【と　き】〈1日目〉令和８年 ４月13日（月）13:30～16:00
〈2日目〉令和８年 ４月14日（火）13:30～16:00
【ところ】朝日信用金庫西町ビル７階





【講　師】
東京上野税務署
法人課税第１部門
金子　幸生上席国税調査官

〈実務セミナー〉

社会保険・労働保険実務ポイント

【と　き】令和８年 ５月14日（木）13:30～16:30
【ところ】朝日信用金庫西町ビル７階





講師
横浜リンケージ社労士事務所 代表
特定社会保険労務士
蔵中（くらなか）　一浩（かずひろ）氏

上野法人会 会員限定　東京都美術館開館100周年記念

アンドリュー・ワイエス展

会員限定企画　～展覧会をもっと深く楽しむために～
学芸員の解説付き『特別鑑賞会』

【と　き】令和8年 6月19日(金) 18:00~18:30
【ところ】東京都美術館　講堂

展覧会前に、当会会員限定にて東京都美術館の学芸員が、展覧会の見どころや作品、作家についてわかりやすく解説。理解を深めた後、鑑賞を楽しんでいただきました。



支部・地区だより

竹町支部

竹町支部【親子科学探検隊】（礒谷支部長）



令和８年７月26日（日）国立科学博物館

展示を見た子どもにシールを渡し、集めた人には参加賞を渡しました。

御徒町一丁目地区【すいか割り大会】（杉山地区長）



令和８年７月25日（土）徒一町会館前面道路

多くの参加者でラジオ体操、スイカ割り大会も盛り上がりました。

御徒町二丁目地区【納涼盆踊り大会】（野口地区長）



令和８年７月29日（水）～31日（金）御徒町公園

３日間開催し、多くの方が参加して地域住民の交流ができました。





東上野支部

東上野西町地区【サマーフェスティバル】（岩井地区長）



令和８年８月９日（日）中山とうふ店前

大勢の方が参加し、模擬店などで大変賑わいました。

東上野稲神地区【納涼祭】（長沼地区長）



令和８年７月25日（土）天理教前

初期消火訓練、納涼祭を行い町会員同志の交流を楽しみました。

東上野神吉地区【納涼大会】（河井地区長）



令和８年８月１日（土）東上野児童遊園

子どもからシニア層まで幅広い世代の笑顔が見られた納涼大会でした。





上野支部

上野支部（太田支部長）

【おもちゃのまちバンダイミュージアムと大谷資料館バスツアー】



令和８年６月21日（日）栃木県

バンダイミュージアムと大谷資料館を見学し、楽しい時間を過ごしました。

【盆踊り大会】



令和８年８月７日（金）台東区立黒門小学校

当日は天候に恵まれ、多くの参加者で賑わいました。

谷中支部

谷中支部【親子バスハイク】（佐藤支部長）



令和８年７月12日（日）神戸国際マス釣場

天候に恵まれ、親子でます釣りとバーベキューを楽しみました。

谷中第一地区【防災訓練】（佐藤地区長）



令和８年４月19日（日）あかじ坂下路上

消防署、警察署、消防団等の指導で有意義な訓練ができました。

金杉支部

金杉支部【国立科学博物館探索】（下平支部長）



令和８年８月11日（火）国立科学博物館

国立科学博物館を探索し、自由研究のヒントを探しに奔走していました。

金杉一丁目地区【税ってなんだ？子ども神輿】（鈴木地区長）



令和８年６月12日（金）～14日（日）台東区根岸及び下谷

子ども神輿・山車渡御を通じて伝統・風習を体験してもらいました。

金杉仲通地区【夏祭り税って何だ】（有賀地区長）



令和８年６月13日（土）～14日（日）三島神社神酒所

金曽木小学校の子ども達が太鼓演奏を行い大盛況でした。

金杉二丁目地区【お祭り広場で税金クイズ】（新井地区長）



令和８年６月13日（土）～14日（日）金杉区民館下谷分館

子ども達の笑顔と楽しい歓声で明るく楽しいお祭りになりました。

【かなすぎ納涼祭】



令和８年８月１日（土）かなすぎ公園

金杉一丁目地区（鈴木地区長）
下谷東地区（稲垣地区長）
金杉仲通地区（有賀地区長）
金杉二丁目地区（新井地区長）
金杉上町地区（生駒地区長）合同

金曽木小学校卒業生による太鼓演奏、スイカ割り、盆踊り等で大盛況でした。



税務署からのお知らせ

リファンド方式開始以降に免税店の許可を受けるための申請手続

1．許可申請手続

○　一般型免税店の許可を受けるためには、「**輸出物品販売場許可申請書**」（リファンド方式に対応した**新様式**※）に**次の①及び②の書類を添付して**事業者の納税地の所轄税務署長に**提出**します。

※ 新様式は本年９月中を目途に国税庁ホームページの「税務手続の案内」ページで公表します。

① 免税店に関する書類（免税販売手続を誰が実施しますか？）

自ら実施	承認免税手続事業者に**委託**
販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類 **【免税販売手続マニュアル**など**】** （注）この書類は、これまでの免税店の許可申請時等に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち免税販売手続マニュアルについては令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	その委託に関する契約書の写し【免税販売手続に係る事務の**委託に関する契約書の写し**など】

② 購入記録情報の提供等に関する書類（その提供等を誰が実施しますか？）

自ら実施	承認送受信事業者に**委託**
購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類 **【事務のマニュアルや端末操作要領**など**】** （注）この書類は、これまでの免税店の許可申請時等に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち端末操作要領については令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	その委託に関する契約書の写し【購入記録情報の提供等に係る事務の**委託に関する契約書の写し**など】

（注）この表に示してるもののほか、許可要件の確認のために追加資料の提示又は提出をお願いする場合があります（例：消化仕入れの形態の場合は、契約書等その内容が分かる資料）。

2．許可要件

○ 免税店の許可を受ける事業者（消費税の課税事業者）は、**次の要件**を全て満たしている必要があります。

① 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。）がないこと

② 免税店の許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者でないこと等

③ 免税販売手続や購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていること

3．提出時期

○　**令和８年 10 月１日**から提出を受け付けます（提出には、e-Tax をぜひご活用ください。）。

○　免税店の許可申請に係る審査(注1)には、一定の期間を要しますので、**時間的余裕を持って申請書を提出してください**。特に、**令和８年 11 月１日にリファンド方式に対応した免税店の許可を受けようとする（同年 10 月 31 日までにその許可や識別符号の通知を受けようとする）場合**(注2、3)、事前に所轄税務署に相談の上、**令和８年 10 月１日以降速やかに**上記１の書類を**提出**してください。

（注）１　記載内容や添付書類に不備がある場合、正しい内容や添付書類を確認した後に審査を開始します。

２　免税販売手続や購入記録情報の提供等を他の事業者へ委託する場合、税務署への手続のほか、その委託を行う他の事業者との手続が必要となります。

３　下記「参考」に記載のとおり、現行制度で免税店の許可を受けている場合、令和８年 11 月１日において新制度における一般型免税店の許可を受けたものとみなされます。そのため、**リファンド方式開始と同時（令和８年 11 月１日）に免税店を始める場合、現行制度において、あらかじめ免税店の許可を受けておくといった方法も考えられます**（この場合、現行制度における免税店の許可申請書の様式（記載事項）や添付書類は上記１とは異なりますので、ご注意ください）。

また、令和８年 11 月１日から、免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる形で免税店を始める場合、現行制度において一般型免税店で許可を受け、リファンド方式開始後に新たに承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託したとして、「輸出物品販売場等変更届出書」を事後（同日以降）に、事業者の納税地の所轄税務署長に提出する方法が考えられます。

【参考】既に免税店の許可を受けている事業者の方へ

○　**令和８年 10 月 31 日に一般型免税店又は手続委託型免税店の許可を受けている場合**、令和８年 11 月１日において**新制度における一般型免税店の許可を受けたものとみなされます**(注)。また、手続委託型免税店は、事業者間の現在の委託関係等に変更がなければ、特段の手続なく現行制度で委託している承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせることが可能です。

○　これらの経過措置の適用を受けるために、**申請書や届出書、添付書類を改めて提出する必要はありません。**

（注）　令和８年 10 月 31 日までに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」が未提出（免税販売手続電子化未対応）の免税店については、同日をもってその許可の効力を失うこととされます。このようなケースにおいては、リファンド方式後、改めて「輸出物品販売場許可申請書」を提出する必要があります。



食品を捨てるより寄付

食品ロス問題ジャーナリスト
井出　留美

食品を捨てるより寄付した方が、企業にとって「得」になる仕組みがあることをご存じでしょうか。

まだ食べられるにもかかわらず、「賞味期限が近づいた」「外箱が少し破れた」といった理由で廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は、日本では年間 464 万トン（令和５年度推計値）にのぼります。一方、食料が十分に手に入らない状態にある人々は、国内に多く存在します。

この２つ、一方に「ある」、他方に「ない」という状態をつないで解決する一つの方法が「フードバンク」です。商品としては流通できないものの、まだ食べられる食品を引き取り、必要な方へとつなぐ活動、もしくはその活動をする組織を指します。1967 年に米国で始まり、現在は世界 40 か国以上に広がっています。日本でも 2000 年代に活動が始まり、現在では北海道から沖縄まで 300 以上のフードバンクが活動しています（農林水産省による）。

企業がこうした団体に食品を提供する際、かつては税務上の取り扱いに悩む担当者が少なくありませんでした。寄付として処理すると「一般の寄附金」に分類され、損金算入には上限額があったからです。しかし、2018 年 12 月、国税庁と農林水産省が連名で通知を発表しました。廃棄予定の食品をフードバンクなどに提供した場合、一定の条件のもとで「寄附金」ではなく、廃棄費用と同様に全額損金算入できるというものです。

条件は二つあります。一つ目は、社内ルールに従って廃棄予定と判断した食品であること。

二つ目は、提供先との合意書を交わし、食品を目的以外のことに使わないと担保されていることです。この要件を満たせば、廃棄業者に依頼していた処分コストや倉庫代の削減にもつながります。提供先はフードバンクに限らず、こども食堂や「おてらおやつクラブ」など、食品ロス削減を目的とした団体であれば対象となります。

2018 年の仕組みは、まだ十分に知られていないのが現状です。廃棄費用をかけてきた企業にとって、フードバンクなどへの寄付を選ぶことは、社会貢献と経済合理性を同時に満たす選択肢になります。これは、企業が寄付を選びやすくするよう、国税庁が意図して整備した制度です。

法人会の会員の中にも、食品や贈答品、備蓄食料を扱う機会のある企業は多いのではないでしょうか。賞味期限が近づいてきた備蓄食料や、包装不良で販売できなくなった商品なども対象になります。廃棄してしまう前に、まず、地域のフードバンクやこども食堂、おてらおやつクラブなどに問い合わせてみてはいかがでしょうか。

食べられる食品を捨てないことは「事業者の責務である」と、食品ロス削減推進法に明記されています。食品ロス削減であると同時に、地域で食に困る方への支援にもつながります。税の仕組みも後押ししている、この「全額損金算入」の制度について、ぜひ知っていただければ幸いです。

【筆者紹介】井出留美（いで・るみ）

奈良女子大学食物学科卒、博士（栄養学 / 女子栄養大学大学院）、修士（農学 / 東京大学大学院農学生命科学研究科）。ライオン、青年海外協力隊（ＪＩＣＡ）、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食料支援での廃棄に衝撃を受け、㈱ｏｆｆｉｃｅ ３．１１を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』（幻冬舎新書）、『捨てないパン屋の挑戦』（あかね書房）など著書多数。

表紙　≪ 台東区立したまちミュージアム ≫　　写真提供：台東区立したまちミュージアム

■令和8年9月発行　■発行人　広報委員会　委員長　木村雄二　■発行所　公益社団法人上野法人会
（〒110-0015　台東区東上野1-2-1　朝日信用金庫西町ビル5階　TEL5818-1151　FAX5818-1141）

先行募集

会員限定

林家たい平 新春 落語会 in 東天紅

【とき】令和９年 **1月25日(月)**
18:00～19:00



【ところ】 **東天紅上野本店3階「鳳凰の間」**
台東区池之端1－4－1　TEL.03-3828-5111
※会場内でのご飲食はできません

【入場料】 **3,000円** ※お土産付き

【定　員】 **300名（座席指定・先着順）**

☆お申込受付開始：**9月29日（火）10時～**
※受付開始前のお申込みは 無効 となりますのでご注意ください

※お申込は、同送のチラシ申込書をご覧の上、FAXまたは ホームページ、申込用フォームから！

法人会の経営者大型総合保険制度
広げよう 企業保障の 大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

（大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険）
無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、最高３億円の就業障がい保険金を支払います。

○保険金額3億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主（契約者と被保険者が同一人の場合に限る）の場合です。
○この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
○当資料に記載の保障は「Tタイプ［無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）］」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
○この資料は、2025年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
○ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書［契約概要］」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社
上野支社/東京都台東区台東4-33-1 クロスポイント御徒町5F
TEL 03-3831-7050

AIG AIG損害保険株式会社
東京第二プロチャネル営業部/東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ森JPタワー52F
TEL 03-5401-3570

F-2025-0003（2025年11月4日）
25-073022 2025-11